

隣保館だより

第443号

2023年 5月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088 - 2

TEL : 0973-76-2468 FAX : 0973-76-2446



シヤクナゲ

そうごん
莊嚴

かぜかお きせつ
風薫るさわやかな季節に
みごと りっぱ たいりん はな
見事で立派な大輪の花
はな きょうぞん
花とみつばちの共存
ひと ひと たす あ ささ あ
人と人も助け合い支え合う
きょうぞん はな さ
共存の花を咲かせよう

2023年度九重町隣保館運営審議会を開催しました

4月26日(水)に2023年度第1回九重町隣保館運営審議会^{注)}を開催しました。

九重町隣保館は、様々な人権課題に焦点をあて、人権・部落差別解消をめざすための拠点施設です。地域福祉の向上や人権啓発のため、住民交流の開かれたコミュニティーセンターとして人権学習会や講演

会の開催、地域福祉事業や地域交流事業などの事業計画や基本方針について審議し1年間の事業計画を決定しました。審議会終了後、DVD人権学習と意見交換会を行いました。

注) 九重町隣保館運営審議会…隣保館の円滑な運営を図るため、施設や事業計画の審議を行う会です。



子どもの人権

=子どもによる子どものための「子どもの権利条約」=

全世界のすべての子どもたちが幸せに毎日を暮らすことができたらいい。世界の国々の責任として、子どもの権利を守っていくために、1989年につくられたのが「子どもの権利条約」です。

「子どもたちの4つの権利」

生きる権利

すべての子どもには安心して生きる権利があります。子どもは、その命が守られて、みんなから愛され、大切に育てられなければいけません。病気やけがをした時は病院で治療が受けられます。また、どんな理由があっても差別されることは許されません。

育つ権利

子どもには心も体も豊かに育つ権利があります。子どもが一人の人間として大切にされて、持っている能力を伸ばして成長できるように、十分な教育や生活の支援を受けることができます。安心できる場所で遊んだり、休んだりすることができます。

守られる権利

子どもには、自分を守る権利と、守ってもらう権利があります。いじめや体罰、暴力やつらい労働から守られます。誰でも持っている人に知られたくない秘密や、自分にとってのほこりは守ることができます。

参加する権利

子どもは地域や社会に参加する権利があります。自分の意見や考えを言うことができます。自由に仲間を作って集まり、活動する団体を作ることができます。

(人権ポケットブック よくわかる子どもの人権条約より)

「こども基本法」

子ども施策を総合的に推進することを目的として制定された日本の法律で、2023年4月1日から施行されました。「こども基本法」は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。

*この法律において「こども」とは、新生児期、乳幼児期、学寮時期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程にある者をいう。

「こども基本法4原則」=児童の権利に関する条約=

- ・「差別の禁止」(差別のないこと)
- ・「生命、生存及び発達に対する権利」(命を守られ成長できること)
- ・「子どもの意見の尊重」(意見を表明し参加できること)
- ・「子どもの最善の利益」(子どもにとって最もよいこと)



子育ての基盤は、家庭にあるとされていますが、地域・コミュニティで子どもを育てることも重要です。子どもたちの意見を聞き、尊重しながら、子どもたちの成長を私たち大人が地域で見守り続け、子どもに優しい九重町を築いていきましょう。

各地区の人権・部落差別解消啓発推進協議会総会が開催されました

それぞれの協議会では、以下の活動方針のもと、今年度も活動を実施していきます。

東飯田地区 2023年4月18日(火)

活動方針

「人権問題・部落差別問題の正しい理解に向けて、効果的な啓発運動を推進する」を基本目標に掲げ、人権問題・部落差別問題の解決に向けて、啓発活動の推進者となる人材を地域の中に育成するとともに、推進委員が自ら学習を深め、住民との対話によって啓発活動を積極的に推進できる体制づくりに努める。

活動内容

- 各種学校と共催し人権学習会を開催
- 人権旬間・人権学習会等の行事へ参加
- 視察研修の実施及び各種研修会へ参加
- 推進委員との交流会の実施
- 広報誌を発行

野上地区 2023年4月25日(火)

活動方針

基本的人権の自由と平等の精神を培い、部落差別を正しく理解し、差別を許さない町民を育て部落差別解消を図ることを目的として、人権・部落差別問題について深く理解し啓発活動の推進に自ら学習を深めて地域の啓発活動を推進する。

活動内容

- 各種学習会・研修会へ積極的に参加
- 行政・各小・中・こども園の研修部と連携を取り合い、学習会や研修会・人権標語の募集などを共催実施
- 他地区における人権・部落差別問題についての視察研修等

飯田地区 2023年4月28日(金)

活動方針

基本的人権の自由と平等の精神を培い、部落差別を正しく理解し、差別を許さない町民を育て、部落差別解決を図ることを目的として研究調査、計画及び啓発等に取り組む。

活動内容

- 「隣保館人権学習会」や「人権を考える講演の夕べ」等へ参加
- いのち・愛・人権フェスティバルでの飯田地区人啓の活動報告パネルの展示や、小学校人権標語活動の募集・展示
- 各団体に対してDVD等を活用した学習会の実施（募集・展示）
- 飯田小学校との共催事業「やまなみ学級」「人権9課題」人権講演会の実施

南山田地区 2023年4月28日(金)

活動方針

国が進める地域共生社会とは、障害の有無や年齢、性別などに関係なく地域に暮らす住民同士がお互いを認め合い、だれも排除されず受け入れられ、共に生きていく地域社会であり、この地域共生社会の実現に向けて、南山田人権・部落差別解消啓発推進協議会は基本的人権の尊重の意識を育む啓発活動に取り組む。

活動内容

テーマ：「広げる・広がる人権の輪」

- 人権9課題研修やフィールドワーク、交流会、各種学習会・研修会・研究大会へ参加
- 人権問題を考える講演会の開催
- 人権標語の募集・展示や、広報「やさしい風」の発行など、啓発活動の実施



みらいちゃん

本人通知制度

住民票等の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録したご本人にその事実を通知する制度です。自らの個人情報を守ることはもちろんのこと、住民票等を不正に入手し悪用する事件を防ぎ、不正利用の防止・抑制にもつながります。本人通知制度に登録して、差別をなくすために取り組んでいきましょう。



りんたくん

お知らせ

隣保館カラフル・タイム開催

- 日 時：5月24日(水) 9時30分～11時00分(送迎はありません。)
- 場 所：九重町隣保館2階展示室
- 参加申込：5月23日(火) 締切 電話(76-2468)、ファックス(76-2446)でお申し込みください。
- 内 容：レクリエーション

様々な活動を通して、人権について学び、交流することを目的としており、どなたでも参加できます。

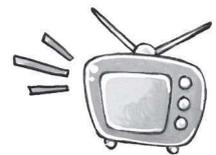
※上履き、飲み物、タオル等は各自でご準備ください。

このケーブルテレビ人権啓発映像放送

「じんけん」ってなあに？ ～人権のことを知り、考えてみましょう～

毎日午後5時からと毎週土曜日の夜8時から約1時間、人権啓発映像の放映を九重ケーブルテレビ内で行っています。

月替わりでテーマが更新されますので、ぜひご覧ください。



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
5月18日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
5月23日(火)	歌声サロン
5月24日(水)	隣保館カラフル・タイム
5月25日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)



月 日	行 事 名
6月 2日(金)	生け花教室
6月 5日(月)	編み物教室
6月 6日(火)	パワーアップ教室
6月15日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
6月19日(月)	編み物教室
6月22日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)
6月27日(火)	歌声サロン